

福岡県ワンヘルス認証制度の実施について

令和4年9月8日

(趣旨)

- 1 福岡県ワンヘルス認証制度の実施については、福岡県ワンヘルス認証制度実施要綱（令和4年9月8日4食地産第1208号。以下「要綱という」）に定めるもののほか、本制度の円滑な遂行を図るために必要な事項を定める。

(取組事項)

- 2 要綱第4条に定める取組事項とは、農産物、畜産物、特用林産物、水産物、加工品ごとの別紙1（取組事項チェック票）のとおりとする。

(認定証)

- 3 要綱第7条に基づく「福岡県ワンヘルス認証制度認定証」の規格及び様式は別紙2のとおりとする。

(認証の表示)

- 4 要綱第8条の認証マーク（以下「マーク」という。）のデザイン、規格及び使用について次のとおり定める。
 - (1) マークのデザイン及び規格は、別紙3のとおりとする。
 - (2) マークの使用方法は、マークを印刷した認証シール（以下、「シール」という。）をワンヘルス認証品又はその包装資材等への貼付若しくはマークの包装資材等への印刷により行うものとする。
 - (3) マークを使用できる者は、認証を受けた農林水産物等の生産者・加工者とする。
 - (4) マークの使用料は徴収しない。

(その他)

- 5 本通知に定めるほかに必要な事項が生じた場合は、別に定めるものとする。



福岡ワンヘルス認証制度 認定証

年 月 日

様

福岡県知事 ○○ ○○ 印

福岡県ワンヘルス認証制度実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり認証します。

記

認 証 番 号

認 証 品 目 名

別紙 3

- 1 認証マークのデザインは以下のとおりとする。
- 2 認証マークの色については、原則カラーとするが、包装資材等に直接印刷する場合は、この限りではない。

(ロゴマーク)

福岡県 ワンヘルス認証



(マーク使用例)

